

公告

高砂市企業立地促進条例（平成17年高砂市条例第22号）第2条第2号に規定する指定地区の区域を追加し、及び指定地区の名称を変更したので、同条例第3条の規定に基づき公告する。

平成27年7月1日

高砂市長 登 幸 人

記

- 1 指定地区に追加する区域 別図のとおり
(高砂町栄町、高砂町藍屋町、高砂町向島町、荒井町新浜1丁目、荒井町新浜2丁目、曾根町及び北浜町西浜の工業地域並びに高砂町宮前町、高砂町相生町、荒井町新浜2丁目及び曾根町の工業専用地域)
- 2 指定地区に追加する区域の面積 約540ヘクタール
- 3 指定地区の名称
 - (1) 変更前 高砂臨海産業活力再生地区
 - (2) 変更後 高砂市企業立地促進条例に基づく指定地区